

別表第1 (第3条関係)

事業の種類	対象とする事業
埋立て 盛土	<ul style="list-style-type: none">・農地として活用するための維持管理に係る事業・居住の用に供するために行う宅地造成事業・その他施設の本来の機能を保全するための事業
たい積	<ul style="list-style-type: none">・上記事業を行うために一時的にたい積する事業・公共事業等の残土処理として、安全管理等の対策を行っている事業